

第11節 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1 移動タンク貯蔵所の共通基準

移動タンク貯蔵所の共通基準は、危険物令第15条の定めによるほか、次のとおりとする。

1 車両の形式（危険物令第2条第6号、第15条）

(1) 単一車形式の移動タンク貯蔵所

単一の車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

(2) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所

前車軸を有しない被けん引式車両（以下「セミトレーラ」という。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所で、当該セミトレーラの一部がけん引自動車（以下「トラクタ」という。）に載せられ、かつ、当該セミトレーラ及びその積載物の重量の相当部分が、トラクタによってささえられる構造のもの

(3) 積載式の移動タンク貯蔵所

移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有し、危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積み替えを意図した移動タンク貯蔵所で、次の2形式に区分される。

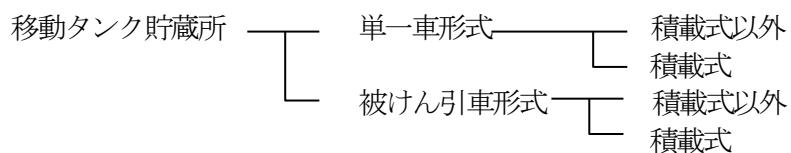
ア 単一車形式

単一車両及び移動貯蔵タンクにより構成されている。

イ 被けん引車形式

セミトレーラ及び移動貯蔵タンク（タンクコンテナなど）により構成されている

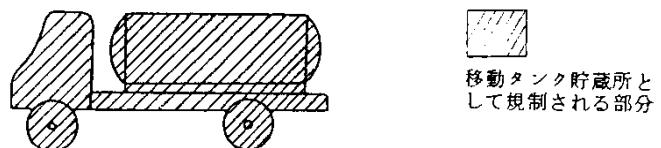
※1 移動タンク貯蔵所の区分等



※2 灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの荷台の上に貯蔵タンクを積載しているもの。）のタンクの固定方法として、Uボルトで4箇所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは、積載式以外の移動タンク貯蔵所として認められる。
(昭和45年10月2日消防予第198号、平成元年7月4日消防危第64号)

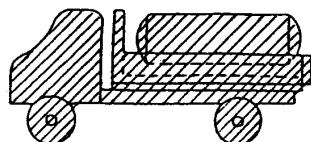
(4) 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

例 1



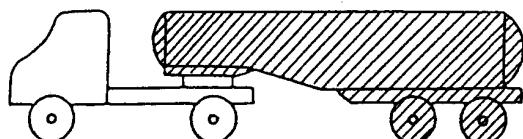
移動タンク貯蔵所として規制される部分

例 2

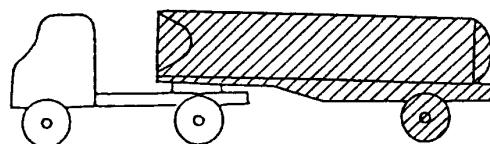


(5) 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

例 1

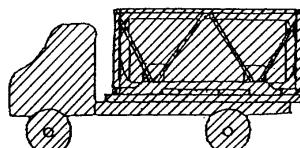


例 2

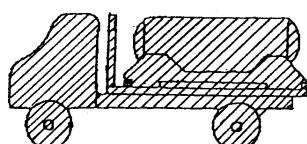


(6) 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

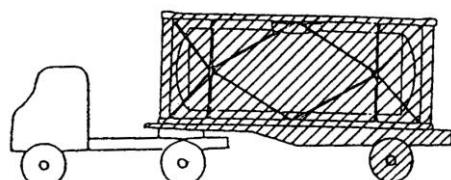
例 1



例 2

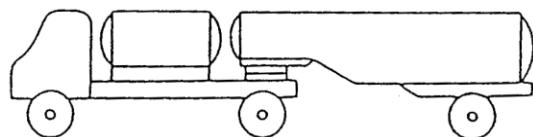


(7) 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例 (タンクコンテナ式)

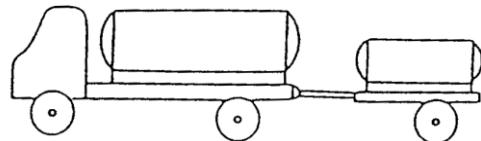


(8) 移動タンク貯蔵所として認められない例

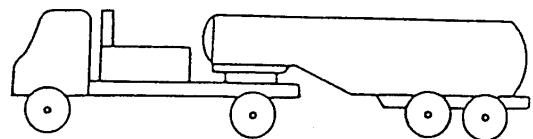
例 1



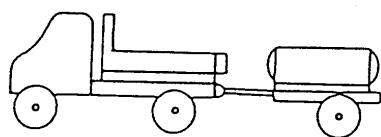
例 2



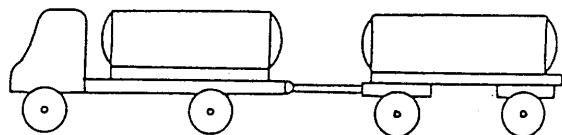
例 3



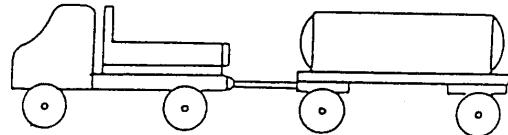
例 4



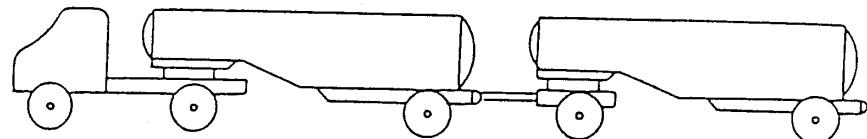
例 5



例 6



例 7



2 許可の範囲

(1) 単一車形式の移動タンク貯蔵所

車両及び移動貯蔵タンクを一体として許可範囲とする。

(2) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所

セミトレーラ及び移動貯蔵タンクを一体として許可範囲とする。

(3) 積載式の移動タンク貯蔵所

車両又はセミトレーラ及び同時に積載することができる移動貯蔵タンク（元タンク）及び交換タンクを許可範囲とする。

参考

同一のタンク室に品名・品目の異なるものを交互に積載する場合は、化学反応等危険性が増大するおそれがある積載は認められない。ただし、タンク室、配管等をクリーニングするなど安全な措置を講じた場合は、この限りでない。

3 常置場所（危険物令第15条第1項第1号）

常置場所については、危険物令第15条第1項第1号の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 屋外の常置場所については、次のとおりとする。

ア 移動タンク貯蔵所の周囲には、0.5メートル以上の空地を保有するよう指導する。

イ 常置場所は、常時火気を使用する箇所より十分な距離をとるよう指導する。

ウ 危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させている行為は危険物の移送中に該当するため、常置場所においては、移動タンク貯蔵所を「空」の状態で駐車すること。ただし、夜間には当該常置場所を監視できる位置に危険物取扱者免状を携帯した作業員が宿直するなど、危険物取扱者が常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保をはかることができる場合についてはこの限りではない。（昭和51年5月31日消防危第4号）

(2) 屋内の常置場所については、次のとおりとする。

ア 屋内の常置場所は、原則として直接道路面に移動タンク貯蔵所の出入口が面した階とすること。

イ その他の基準については、(1)の屋外の常置場所の例によること。

4 構造、設備等の基準(危険物令第15条第1項第2号から同条第4項)

移動タンク貯蔵所の構造、設備等の技術上の基準については、危険物令第15条及び「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日消防予第45号）の定めによるほか、次のとおりとする。

(1) 危険物令第15条第1項第8号に規定する「さびどめのための塗装」については、ステンレス鋼、亜鉛メッキ鋼等十分な防食効果のある材質のタンクの場合、塗装を行わなくても差し支えない。

(2) 危険物令第15条第1項第14号及び第16号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」16(8)アに掲げる危険物とすること。

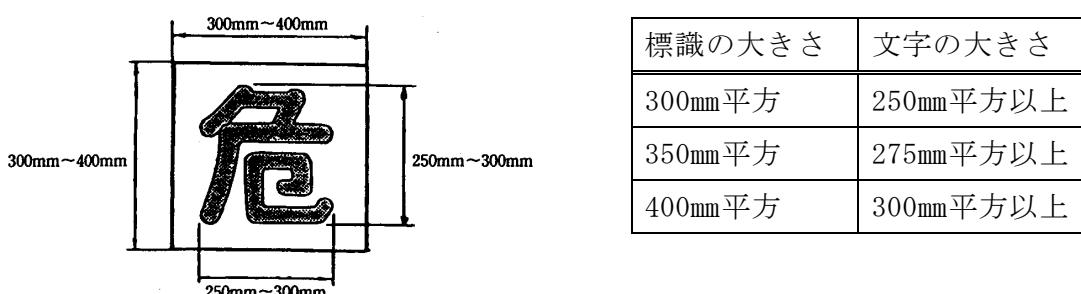
5 標識等（危険物令第15条第1項第17号、危険物規則第17条第2項、第24条の5第4

項第4号)

移動タンク貯蔵所に掲げる標識、表示等については、危険物令第15条第1項第17号、危険物規則第17条第2項及び第24の5第4項第4号の定めによるほか、次によること。

(1) 危険物規則第17条第2項に規定する「車両の前後の見やすい箇所」については、被けん引式移動タンク貯蔵所（被けん引式積載式移動タンク貯蔵所を含む。）のトラクタの前部も含むこと。

(2) 標識の文字の大きさは、標識の大きさに応じたものとすること。標識の文字の大きさは図2-11-1-1の表のとおりとする。



地は黒色、文字は黄色（反射性を有するもの）

図2-11-1-1 危険物規則第17条第2項の標識の例

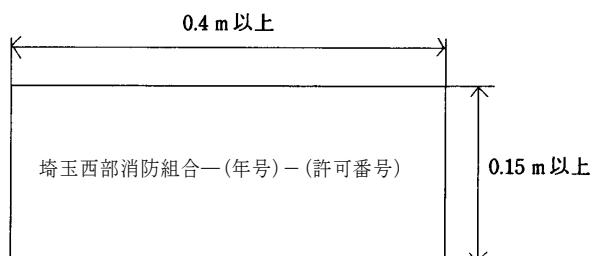
(3) 積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクについては、次によること。

ア 危険物規則第24の5第4項第4号に規定する「表示」については、次によること。（国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 表示は左横書きとすること。

(イ) 第1字句は「埼玉西部消防組合」、第2字句は「設置許可年及び許可番号」とすること。

(ウ) 1の移動貯蔵タンクで、2以上の移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとして危険物の貯蔵に供するものについては、いずれか1つの移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとして、当該表示があれば足りる。



地は白色、文字は黒色

図2-11-1-2 危険物規則第24条の5第4項第4号の表示の例

イ 危険物令第15条第1項第17号に規定する「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」及び危険物規則第24の5第4項第4号に規定する「表示」については、移動貯蔵タンクごとに、当該設備及び表示を掲げること。

(室) 第 4 類		
1 第1石油類 (ガソリン)	4KL	
2 第2石油類 (灯油)	4KL	
3 第2石油類 (軽油)	4KL	
最大数量	12KL	

図2-11-1-3 危険物令第15条第1項第17号の表示設備の例

第2 特殊な移動タンク貯蔵所

構造及び設備が特殊な移動タンク貯蔵所については、第1「移動タンク貯蔵所の共通基準」4の定めによるほか、次のとおりとする。

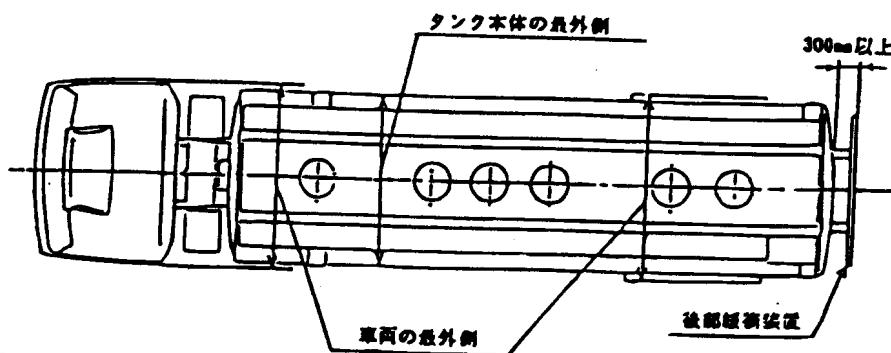
- 1 バキューム方式の移動タンク貯蔵所（昭和52年3月31日消防危第59号）
バキューム方式（当該移動貯蔵タンクに危険物を積載する場合は、減圧装置（真空ポンプ）により吸引し、圧送又は自然流下により危険物を取り出す方法）により吸排出を行い、危険物を貯蔵し又は取り扱う施設より廃油を回収し、油処理工場へ搬送する産業廃棄物処理車は、次により移動タンク貯蔵所として規制すること。
 - (1) 積載できる危険物は、引火点70度以上の廃油に限ること。
 - (2) 許可申請書には、次の事項を記載すること。
 - ア 貯蔵所の区分欄には「移動タンク貯蔵所（バキューム方式）」と記載すること。
 - イ 危険場所以外で使用する旨を「その他必要な事項」欄に記入すること。
 - (3) 減圧装置の配管及び配管の継手は、金属製のものであること。ただし、緩衝用継手は耐圧、耐油のゴム製及び排気筒の頂部（キャップ）は、合成樹脂製のものを用いることができる。
 - (4) 移動貯蔵タンクには、吸上自動閉鎖措置（廃油を当該貯蔵タンクに吸入し、一定量に達すると自動的に弁が閉鎖し、廃油がそれ以上当該タンクに流入しない構造のもの。）を設けるもとし、かつ、当該吸上自動閉鎖装置が作動した場合に、その旨を知らせる設備（音響、ランプの点滅等）を容易に覚知できる位置に設けること。
 - (5) 完成検査時には、減圧装置及び吸上自動装置の機能試験を行うこと。
 - (6) ホースの先端には、石等の固形物が混入しないように網等を設けること。
- 2 タンク内にスチーム配管等を設ける移動タンク貯蔵所（昭和52年3月15日消防危第

37号)

タンク内にスチーム配管等を設ける移動タンク貯蔵所については、当該配管等について危険物令第9条第1項第21号イの水圧試験の例により、水圧試験を行うこと。

3 最大容量が20キロリットルを超える移動タンク貯蔵所

- (1) タンク本体の最後部は、車両の後部緩衝装置（バンパー）から300ミリメートル以上離れていること。
- (2) タンク本体の最外側は、車両からはみ出さないこと。



最大容量が20k l を超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置

図 2-11-2-1

4 ポトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所（昭和57年2月5日消防危第15号）

- (1) タンク上部に可燃性蒸気回収装置（集合管に限る。）が設けられていること。
- (2) タンク内上部には、一定量になった場合に、一般取扱所へポンプ停止信号を発することのできる液面センサー及び信号用接続装置を設けること。
- (3) 配管を底弁ごとに独立の配管とするとともに、配管に外部から直接衝撃を与えないように保護枠を設けること。
- (4) 配管はタンクの水圧試験と同圧力で水圧試験を実施すること。

5 脊板を延長した被けん引式移動タンク貯蔵所（平成7年1月12日消防危第3号、平成18年9月9日消防危第191号）

- (1) 延長した脊板部に人が出入りできる点検用マンホールを設けること。
- (2) 延長した脊板部の上下に各1箇所以上の通気口を設けること。
- (3) 延長した脊板部に滞水することのないよう水抜口を設けること。

第3 移動タンク貯蔵所から容器に詰め替える場合の注油速度等 (危険物規則第40条の5の2)

移動貯蔵タンクからは液体の危険物を容器に詰め替えてはならないのが原則であるが、次の全てに該当するものについてはこの限りではないこと。

- 1 安全な注油に支障がない範囲の注油速度（灯油にあっては60リットル毎分以下、軽油にあっては180リットル毎分以下）で注油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により運搬容器に引火点が40度以上の危険物を詰め替える場合
- 2 容器に詰め替える場合は、危険物規則第40条の6によるほか、第7節「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術基準」16(8)に掲げる接地電極等が設けられている場所で行うよう指導すること。